

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第18号	三田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
介護保険課	<p><b>【改正趣旨】</b>  指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>1 管理者要件の緩和及び適用の猶予  平成30年度報酬改定において設けられた居宅介護支援事業所における管理者要件について、事業所の人材確保に関する状況等を考慮し、要件の緩和及び猶予期間の延長を行う。</p> <p>2 令和3年厚生労働省令第9号（令和3年度介護報酬改定）  令和3年度介護報酬改定における議論に基づき、基準省令について、次の点が改正されたことに伴い改正する。</p> <p>(1) 感染症や災害への対応力強化  (2) 地域包括ケアシステムの推進  (3) 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進  (4) 介護人材の確保・介護現場の革新  (5) 制度の安定性・持続可能性の確保</p> <p><b>【施行期日】</b>  令和3年4月1日  (①管理者要件の適用の猶予  : 公布の日  ②生活援助の訪問回数が多い利用者等への対応  : 令和3年10月1日 )</p>